

丹青社における電子化の 取り組み

2019年8月8日
株式会社 丹青社

会社紹介

**“丹青社が提供する価値、それは
「空間づくりによる課題解決力」です”**

商業施設、博物館、空港、オフィス、ショールーム、ホテル、アミューズメント施設、展示会、イベントなどの「人が行きかう空間」の企画、設計、施工、運営を行う会社です

会社紹介

商号	株式会社 丹青社（東京証券取引所市場第一部 上場）
本社所在地	東京港区港南1-2-70 品川シーズンテラス19F
設立	1959年12月25日
資本金	40億2,675万657円（2019年1月31日現在）
従業員数	975名（2019年1月31日・単体）
許可・登録	<ul style="list-style-type: none">● 特定建設業の許可 国土交通大臣許可（特-28）第8427号 （建設業の種類：内装仕上工事業、建築工事業、大工工事業、電気工事業、管工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、解体工事業）● 一級建築士事務所登録● 宅地建物取引業者免許● 屋外広告業登録・届出

@Tovas(ファイル送信サービス)の導入背景

当社は年間8,000件前後の設計業務・施工業務を受託し、それぞれの案件で下請協力会社へデザインや施工の業務を発注しています。

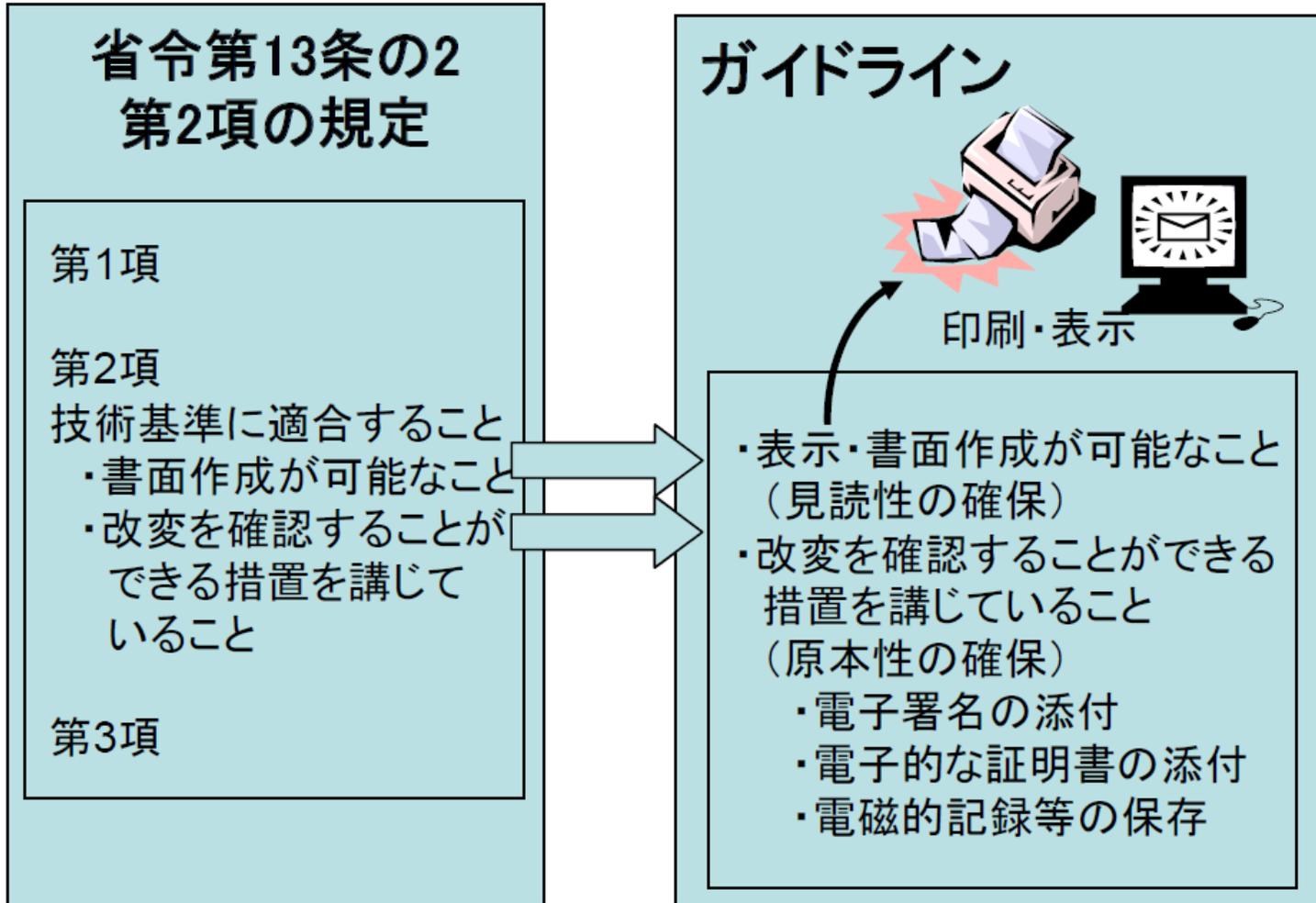
そのため毎月2,500件の発注関連書類、1,000社への支払い関連書類を郵送していました。

@Tovas(ファイル送信サービス)の導入背景

課題認識：電子化による省力化の実現

- 下請協力会社への支払関連書類のやり取りを省力化したい
- 下請協力会社への注文書の送付も同じ方式で省力化したい
封入、郵送に多大な労力、誤封入リスクも
- 下請協力会社への注文書の電子化にあたっては、建設業法の電子契約ガイドラインを遵守する

建設工事の電子契約ガイドライン



「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する『技術的基準』に係るガイドライン」

@Tovas(ファイル送信サービス)の導入経緯

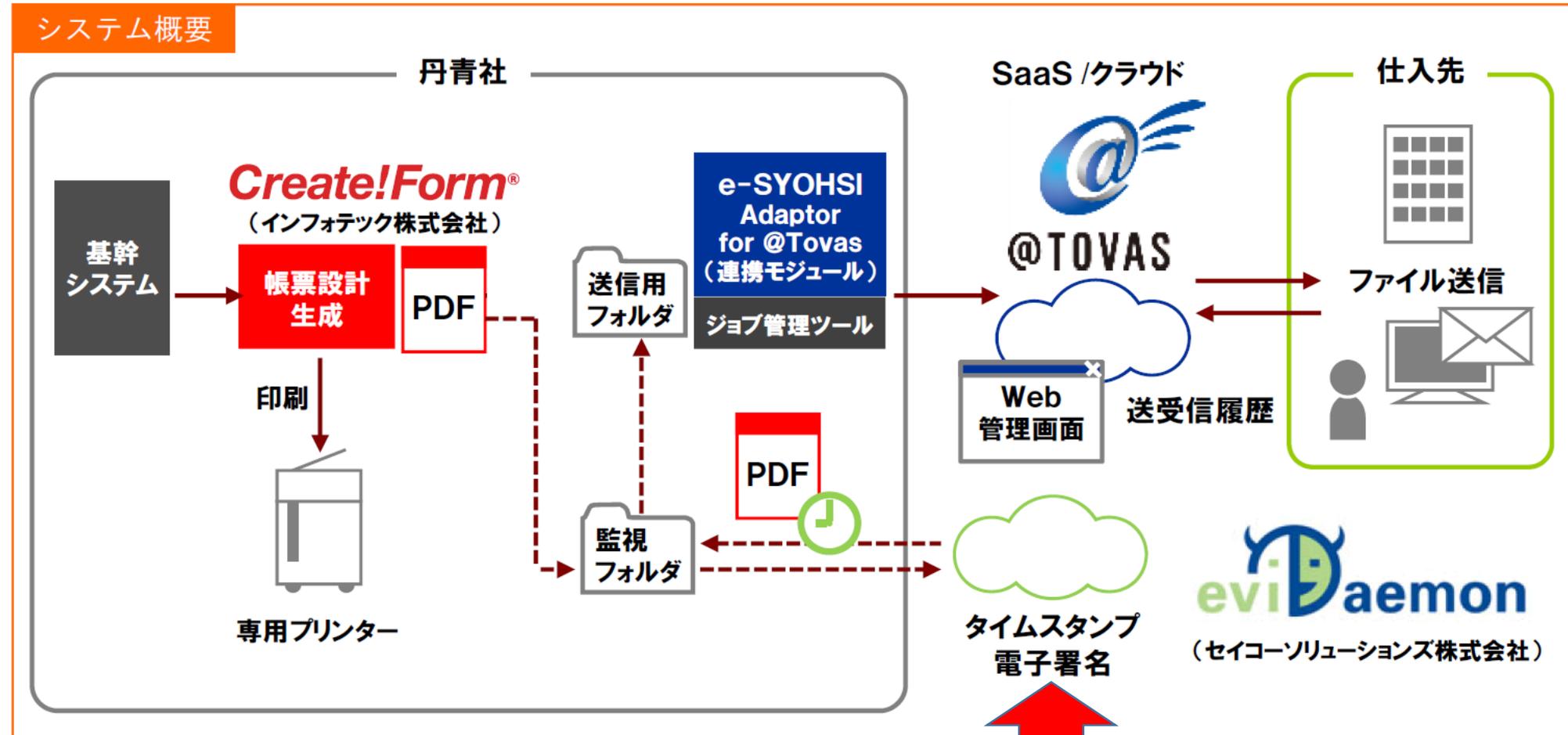
2013年

@Tovasを導入、支払関連書類を電子化

2015年

支払関連書類に加え、下請協力会社への注文書へ、タイムスタンプ・電子署名を付与し、電子化

システム概要



建設業法にかかわる電子取引にはタイムスタンプ・電子署名が必須

@Tovas(ファイル送信サービス)の運用状況

- 取引先の80%が利用
- 当社から取引先へ、①注文書、②支払関連書類を電子送信
①には電子署名・タイムスタンプ付与（建設業法準拠）
- 取引先からは送信されたファイルをプリントアウトし、①注文請書、②請求書を受領

現状は一方通行(当社→取引先)のファイル送信で運用

@Tovas(ファイル送信サービス)の導入効果

- 郵送に関わる作業時間が1/3、郵送コストが1/5に低減
- 取引先からの請求に関わるリードタイムが3日短縮
- タイムスタンプ・電子署名付与により、下請協力会社からの信頼性が向上した

大きな効果が得られ、その他ファイルの電子化への期待が膨らむ

その一方で、取引先のメリットも作り出したい

今後の計画

- 注文書・注文請書の完全電子化

現在は注文書(当社→取引先)のみ。注文請書(取引先→当社)も電子化。下請協力会社への普及を期待。

- 電子帳簿保存法への対応

国税関連帳簿・書類の電子化。現状タイムスタンプの継続性などへの不安があり未実施

今後の計画に関する懸念

タイムスタンプは民間の認定制度であり

- 認証局の廃業リスクなど、その永続性に懸念があり、注文書・注文請書、国税関連帳簿・書類など長期保存が必要なドキュメント使えるのか。
- 仮にタイムスタンプに対する正当性に疑義が生じた場合に、保存義務等の法令を遵守していると主張できるのか。

今後の計画に関する懸念

タイムスタンプは電子取引の基盤となるインフラであり、認証局の信頼性を国が担保しないと、長期間・安心して利用することができない。

国として、企業の電子化、トラストサービスの普及が促進されるよう対策を望む。